



印象に残る経験

特許審査第一部長 米津 潔

はじめに

編集委員の方から、「仕事上で職員に直接伝える内容とはひと味違う内容を書いて欲しい」と依頼されたのを契機に、入庁以来の約29年間を振り返って印象に残る経験を幾つかご紹介させていただくことにしました。記憶が定かでない部分もあり、内容が必ずしも正確でないかも知れませんが、その点をご容赦願います。

審査の重要性を感じたとき

〈カメラ撮影時の赤目防止技術〉

入庁時に配属されたのは、審査第二部（今の特許審査第一部）の応用光学という審査室で、担当技術分野はカメラでした。学生時代の専攻は機械でしたが、担当したカメラ分野は、機械の知識だけでなく、電気、物理、化学などの幅広い知識を必要とする分野で、そのために苦勞する面もありましたが、逆に大変興味の湧く面白い分野でもありました。

審査官補時代に担当した案件で、今でも印象に残っているものとして、「カメラ撮影時の赤目防止技術」という案件があります。

これは、暗い場所でカメラのフラッシュを発光させて人物を撮影すると、人物の目が赤く写ってしまうという現象が起こる場合がありますが、この赤目現象を防止しようという技術です。赤目現象は、暗い場所で人物の目の瞳孔が開いている状態でフラッシュ撮影すると、フラッシュの強い光が網膜の毛細血管に反射し

て目が赤く写るといふ現象だそうです。本案件は、この赤目現象を防止するため、フラッシュ撮影を行う際に、予備照明を発光させて人物の目の瞳孔を閉じさせてから実際のフラッシュ撮影を行うというものでした。

いろいろな文献をサーチしましたが、関係する情報は全く発見できませんでした。ようやく、ある企業が発行していた文献の中に、本案件の発明とほぼ同様の内容の記載を発見しましたが、発行日が出願日よりかなり後でした。

このため、拒絶理由を通知せずに即出願公告（当時は付与前の特許異議申立制度でした）したところ、閲覧請求があったようですが、無事に特許査定となりました。

後に、実際の製品に本案件の技術が採用されているのを発見したとき、「あっ！これは自分が特許を認めた技術だ！」と大変感動したのを覚えています。特許技術は、やはり実際に使われることが大事だと思います。そのためには、逆に、世の中で実際に使われる技術にきちんと特許を与えることが重要だと感じました。

なお、この特許は、出願から20年間の期間満了まで存続したようです。



無効審判の影響力の大きさを感じたとき

〈印刷システムの無効審判事件〉

審判官だったころ、無効審判事件に合議官として参加させていただいた案件で印象に残っているものがあります。その案件は、印刷システムに関するもので、技術内容としては、確か、従来は一連の印刷工程を横に並べて処理していたものを、本案件では縦に並べて処理するようにしたというものだったと記憶しています。合議の結果、縦にしたことによる技術的意義が認められず進歩性無しとの結論になり、無効審判請求を認めて特許を無効とする審決を出しました。

その後、その特許を保有していた企業が倒産したとの新聞記事を発見したときには、身が震える思いをしたのを憶えています。その企業は、本件の特許無効が直接の原因で倒産したのかどうか判りませんが、審査・審判官の仕事の社会への影響力の大きさを、改めて感じた案件でした。

心に残る先輩の言葉

〈与えられた仕事に全力で取り組むのみ〉

私は、急遽併任を命じられることが何度かありました。そのうちの1回は、過去に同様の仕事をした経験があり即戦力になるという理由で私が指名されたものでした。しかしながら、実際にその併任のポストに就いてみると、私が過去に経験した仕事に当たる部分は既に殆ど片が付いており、私が未経験の専門的な知識を必要とする仕事だけが残っていました。そのような理由もあり、私が併任した後も仕事の進捗状況は芳しくなく、私は落ち込んでいました。ある日私は、「これでは話が違う。私はこの仕事に必要な専門的な知識は有しておらず、即戦力にならない。これはミスキャストではないか。」と、仕事のご指導をいただいていた先輩に愚痴をこぼしました。するとその先輩は、「まあ、そう文句を言うな。宮仕えは、自分に与えられた仕事を、自分として精一杯行っただけだよ。それでうまくいかなかったら、自分をそういうポストに付けた上司が悪いのだというくらいに割り切って考えたほうがいいよ。」と諭してくれました。その言葉を聞いた私は、気分が楽になり、その後何とか無事にその併任ポストの仕事を終えることができました。

この先輩の言葉は、今でも私の胸に焼き付いています。

GATT マラケシュ会合

〈人間必死になれば何とかなる〉

モロッコ大使館に赴任して約1年が過ぎた頃、GATT ウルグアイラウンドの締めくくりとして、WTOを設立するための閣僚会合がモロッコのマラケシュで開催されました。会合の結果、WTOの設立が合意され、TRIPSを含む協定が結ばれたのですが、我々大使館員は、羽田副総理兼外務大臣を団長とし総勢100名を超える日本代表団の受入れのロジを担当することになりました。

マラケシュ近郊のホテルを1軒ぼぼ借り切って、大使館員もそのホテルに泊まり込んで代表団の受入れを行いました。問題は言葉でした。モロッコの公用語はアラビア語で、フランス語も広く通じましたが、英語は殆ど通じませんでした。このため、約100名の日本代表団の身の回りのお世話を全て大使館員がしなければなりません。お世話をする人数を確保しようと、エジプト等のアラビア語圏の大使館からもアラビア語のプロに応援に来てもらい、これで何とかなるだろうと安心した矢先、意外な事実が発覚しました。何と、モロッコのアラビア語は標準アラビア語に比べて方言が強く、プロのアラビア語はモロッコでは通じなかったのです。むしろ、私のような初心者でも、フランス語のほうがモロッコ人に通じたのには驚きました。

仕方なく、私も、たどたどしいフランス語を駆使して、必死に日本代表団のお世話をしましたが、まさに寝る間



GATT マラケシュ会合の会場となったホテルよりアトラス山脈を望む

もない修羅場の世界でした。

この経験をした後は、何となくフランス語で話すのが苦にならなくなりましたが、よく考えてみると、単に度胸がついただけのような気もします。事実、その後は文章にすることに拘らず、思いついた単語をつい口走るようになってしまいました。

「標準テキスト」のできるきっかけ

〈現場ニーズの重視〉

総務課で知的財産に関する研究・研修の強化策を担当していたとき、工業高校で生徒に工業所有権教育を行い、工業高校としての特色を出して行きたいと考えている校長先生がいらっしゃることを知って会いに行きました。当時は、文部省が「ゆとり教育」により「生きる力」を養うことを推奨しており、校長先生は、「工業高校としては、生徒に工業所有権教育を行うことが、まさにそのコンセプトにぴったりのだ。しかしながら、工業高校で使える工業所有権の標準的なテキストが無くて困っている。特許庁で何とか作ってもらえないか。」とおっしゃっていました。この校長先生は、全国工業高校学校長協会の理事長も務めておられ、「そのようなテキストができたら、全国の工業高校で使わせてもらいたい。」ともおっしゃっていました。

このような声を背景に、総務部長の私的懇談会を立ち上げ、委員の皆様のご意見を伺ったところ、工業高校だけでなく、小学校から大学まで幅広く知的財産の教育や研究に取組むべきだということになり、「標準テキスト」

の他、アニメ等の副読本を含む各種教材を作成したり、全国でセミナーを開催したりすることになりました。

あの時、校長先生に会いに行かなかったら、「標準テキスト」は出来ていなかったと思います。人との出会いと、現場の方々のニーズを聞くことは、本当に大切だと思いました。



当初の工業所有権標準テキスト

二国間会合の雰囲気

〈言うべきことは言う〉

特許庁に模倣品対策室ができた頃、中国等との二国間会合の中でも模倣品問題をどんどん取り上げ、改善を要望していこうということになりました。それまで良好に発展してきた日中関係に水を注すのではないかと心配する声もありましたが、自分たちが悪者になっても言うべき事は主張しようということになり、あらゆる機会を利用して要望を始めました。忘れられないのは、日中商標会合（JPO長官と中国商標局長との会合）で初めて模倣品問題を議題に取り上げたときの雰囲気です。会合は開始当初からずっと和やかな雰囲気、日中協力等の議題が話し合われていましたが、模倣品問題の議題になって日本側が発言を始めた途端に中国側の表情が硬くなり、議場の雰囲気が一瞬凍りついたようになりました。日本側はその雰囲気を察知して、相手側の気分を損ねないよう慎重に協議を続けましたが、準備していた内容について充分発言できたとは言えない状況でした。この経験を踏まえて、その後の会合においては、単に改善を要望するだけでなく、日本側から相手国の人材育成等の協力についても合わせて提案するなど、硬軟織り交ぜて取り組みを行うようになりました。そして、模倣品対策室は、途上国研修等の協力事業やアジア地域等との関係を担当していた部署と合体して地域政策室となり、模倣品対策は途上国協力と連携して行われるようになりました。

今では、関係者の皆様のご努力により、中国やインドでも知的財産や模倣品対策の重要性が理解されつつあるようで、二国間会合の場で議場の雰囲気が凍りつくようなことはないと思います。

今振り返ると、あの時に勇気を出して要望してみても本当に良かったと思います。

特許流通アドバイザーに学ぶ

〈人間関係の大切さ〉

特許流通関係を担当していたとき、特許流通アドバイザーの方々と話す機会が多くありました。特許流通アドバイザーの仕事は、特許を提供したい人と導入したい人の情報を集め、うまくライセンスが結ばそうなペアを選んで紹介するという、仲人のような仕事ですが、特

許の提供・導入という企業の秘密情報を扱うため、相当に信頼の置ける人でないと情報さえ集められず、また、紹介してもなかなかライセンスまで行き着かない、忍耐のいる仕事だということも伺いました。

アドバイザーの皆様は、企業の研究開発部門で活躍された方が殆どでしたが、ライセンスの実績を上げていらっしゃる方は、確かに忍耐強く、前向きで、人間的にも立派な方が多かったように記憶しています。

米国のTLOの方々も、大学の研究シーズと企業のニーズをマッチングさせるコーディネーターの資質としては、人間性が最も重要だと発言していました。実際、米国TLOの方々とお会いしたところ、大変人当たりが良かったのを憶えています。この辺りは万国共通なのかも知れません。大変興味深い点です。

技術系の人間は、往々にして人間関係に淡泊な場合も見受けられますが、我々審査官の場合は、対話や面接等で人と話す機会が増えていることもあり、人間関係の大切さについて今一度考えてみた方が良いと思いました。

ユーザーからの指摘

〈制度のユーザーが広がっている〉

前職の審判課長を務めていた時、無効審判に関するご指摘を多くいただきました。一つは制度面から、侵害訴訟における無効の抗弁と無効審判とのダブルトラックを見直してはどうかというご指摘で、この点は長官主催の特許制度研究会等で検討されています。もう一つは運用面、特に、口頭審理の進め方や、審判官の事実認定能力に関するご指摘です。

このようなご指摘が増えたのは、近年、特許制度のユーザーが広がってきていることが一因ではないかと思えます。無効審判以外にも、制度ユーザーの広がりに応じて今までとは違った観点からのニーズが出てきていますので、今後はそれらのニーズにも前向きに対応していく必要があるのではないかと思います。

おわりに

今までの経験を通じて、自分なりの仕事のスタイルが形成されてきたのではないかと思います。最後に、自分として仕事をする上で気をつけている点をいくつか挙げてみたいと思います。

- ・世の中のためになるか常に考える
- ・ユーザーのニーズや視点を大切に
- ・現場(実務)を重視する
- ・人の話を聞く
- ・後ろ向きでなく、常に前向きに考える
- ・批判するだけでなく、対応策・改善策を考える
- ・理想と現実(実現可能性)の両方を見て少しでも前進する
- ・社会的常識を持つよう務める
- ・国際的視点と日本の国際的リーダーシップを意識する
- ・自己研鑽、人材育成に努める
- ・人間関係を大切に
- ・健康に留意する

以上、この記事が少しでも皆様のご参考になれば幸いです。

profile

米津 潔 (よねつ きよし)

昭和55年4月	特許庁入庁(審査第二部応用光学)
昭和59年4月	審査官昇任
平成5年2月	在モロッコ日本国大使館一等書記官
平成8年3月	審査官(審査第二部建築)
平成9年10月	審判官(第16部門)
平成10年4月	国際課模倣品対策室長
平成11年10月	国際課地域政策室長
平成12年4月	審査第二部審査調査室長
平成13年4月	(独)工業所有権総合情報館情報流通部長
平成15年7月	審査監理官(一部アミューズメント)
平成16年7月	国際課長
平成17年10月	上席審査長(一部自然資源)
平成18年7月	首席審査長(一部計測)
平成19年7月	審判課長
平成21年7月	現職